

## 群馬県内の出荷制限・出荷自粛について

最終更新日：平成30年6月7日

※なお、出荷制限・出荷自粛の内容が変更され次第、随時更新する。

区分	品目等	出荷制限 指示(国)	出荷自粛 要請(県)	出荷制限区域又は、出荷自粛区域
きのこ類、山菜類	乾しいたけ(菌床栽培を除く。)		○	高崎市、沼田市、渋川市(※)、富岡市、中之条町、高山村、東吾妻町、みなかみ町 ※一部解除 別紙参照
	タケノコ(マダケ・野生)		○	渋川市(旧渋川市、旧小野上村)、みなかみ町
	キノコ類(野生のものに限る。)	○		沼田市、安中市、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、みなかみ町
	タラノメ(野生のものに限る。)	○		前橋市(旧富士見村)、高崎市(旧倉淵村)、沼田市(旧利根村)、渋川市(旧渋川市)、吉岡町、中之条町(旧中之条町)、川場村
	なめこ(原木露地栽培に限る。)		○	藤岡市
	こしあぶら(野生のものに限る。)	○		前橋市(旧富士見村)、沼田市、渋川市(旧伊香保町)、藤岡市(旧藤岡市)、みどり市(旧東村)、下仁田町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、片品村、川場村、みなかみ町
<p>※詳細については、林産物の検査結果(林業振興課)をご覧ください。  <a href="http://www.pref.gunma.jp/05/f0100258.html">URL http://www.pref.gunma.jp/05/f0100258.html</a>                      ※問い合わせ先 林業振興課 027-226-3236</p>				
水産物	イワナ(養殖を除く。)	○		吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)平成30年1月29日解除
	イワナ(養殖を除く。)		○	赤城大沼
	ヤマメ(養殖を除く。)	○		吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)		○	赤城大沼
	ウグイ		○	赤城大沼
	コイ		○	赤城大沼
<p>※詳細については、群馬県による「出荷自粛」要請水域及び・ヤマメ、イワナ(養殖を除く)の原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限水域(平成27年9月1日現在)をご覧ください。  <a href="http://www.pref.gunma.jp/contents/000341803.pdf">URL http://www.pref.gunma.jp/contents/000341803.pdf</a>                      ※問い合わせ先 蚕糸園芸課 027-226-3095</p>				
野生獣肉	イノシシの肉	○		県全域
	クマの肉	○		県全域
	シカの肉	○		県全域
	ヤマドリ肉	○		県全域
	<p>※詳細については、野生鳥獣肉の放射性物質検査結果(自然環境課)をご覧ください。  <a href="http://www.pref.gunma.jp/04/e2300272.html">URL http://www.pref.gunma.jp/04/e2300272.html</a>                      ※問い合わせ先 自然環境課 027-226-2874</p>			

## 野生のきのこ類・山菜類に関する近県の出荷制限・出荷自粛情報

次のリンク先からご確認ください。

[URL http://www.pref.gunma.jp/05/by01\\_00112.html](http://www.pref.gunma.jp/05/by01_00112.html)

(注)

・出荷制限

放射性物質の基準を超えた食品が流通しないようにするため、原子力災害対策特別措置法に基づき、国(原子力災害対策本部長)が品目単位で地域を定めて出荷の制限を指示する措置です。  
 出荷制限の判断は相当の安全を見込んでいるので、出荷制限のかかった食品を一時的に食べたとしても健康影響を心配するものではありません。

・出荷自粛

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部長の指示ではなく、県が独自に出荷業者などに自粛を要請するものです。

乾しいたけ(原木)出荷自粛解除生産者一覧

H30.3.27現在

市町村	住所	氏名	解除日	備考
渋川市	渋川市北橘町上箱田314	森田 富雄 (森田 椎茸園) (森田 かよ子) (森田 克己)	H30.3.27	